

これが撤退ルール

水資源開発事業からの撤退の解説

「導水路はいらない！愛知の会」2013年総会

2013.7.27 名古屋市女性会館

在 間 正 史

水資源開発施設建設事業からの撤退とは

事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者が、その後の事情の変化により当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしなくなること

(独立行政法人水資源機構法13条3項)

<参考>

特定多目的ダム(特定多目的ダム法に基づく多目的ダム)

※目的の一つを水道、工業用水道、発電とする多目的ダム
(例・設楽ダム)

ダム使用権の設定申請を取下ること

(特定多目的ダム法施行令1条の2第2項)

事業からの撤退の方法、手続

- 水機構法は撤退する手続を定めていない
撤退後の事業実施計画の変更や事業の廃止、特に撤退者、
残存者の費用負担のルールを定めている。
- 撤退するにはどうするのか
撤退者が事業からの撤退を通知する文書を水機構に提出。
それによって事業から撤退することが決まる(承認は不要)。
通知によって撤退が決まる＝撤退の効果が発生する
したがって、撤退通知は撤退の「意思表示」
- 撤退通知の後どうなるのか
事業実施計画を変更する(場合によっては事業の廃止)。
この変更に関係県知事の協議と費用負担者の同意が必要。
(水機構法13条)

事業からの撤退に他者の承認や同意が必要か？

撤退に他者の承認や同意はいらない。

撤退通知書を水機構に提出するだけで撤退が決まる。

水機構法令は、撤退についての水機構や国土交通大臣の承認、他の事業参加者の同意を撤退決定の要件としていない。

※撤退した後の事業実施計画の変更において、事業からの撤退者、残存者の費用負担についての同意が必要。

← ここに誤解の原因がある。

<参考>

特定多目的ダムでは、ダム使用権設定申請の取下げ
(特ダム法施行令1条の2第2項)

→設定申請の取下げという一方的行為で撤退が完結

撤退した後の費用負担

撤退者の費用負担(撤退負担金) 水機構法施行令30条2項

- 不要支出額(同項ハ(1))
 - 当該建設費用と、縮小後と同等の施設を建設する費用との差額
 - = 縮小前に実施されたもののうち、縮小後施設の建設に不要な部分
- 残存事業の負担額の投資可能限度額を超える額(同項ハ(2))
 - (投資可能限度額)
 - 身替わり建設費、妥当投資額のいずれか小(実際は身替わり建設費)
- 支払った水道等負担金は返還される

事業参加者の費用負担(水道等負担金) 水機構法施行令30条1項

縮小された施設の建設費用のうち投資可能限度額以内の額

- ①縮小前に実施されたうち、縮小後の建設に不要な部分は負担しない。
 - ②投資可能限度額(実際は身替わり建設費)を超えては負担しない。
- ※ 縮小された施設建設について、自身が負担すべき分を負担する

※ 撤退ペナルティのような不明瞭なものを排除するのが撤退ルール

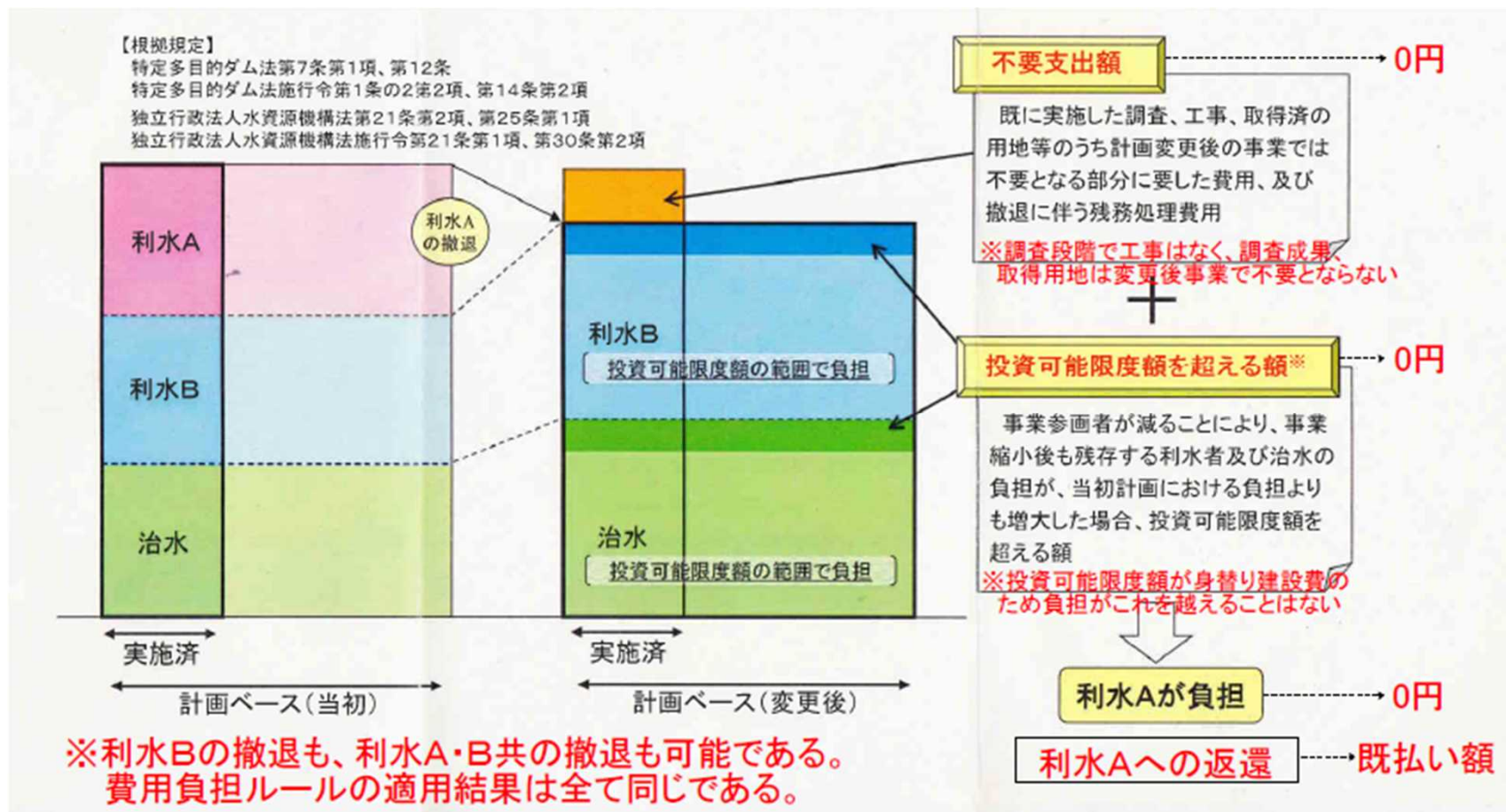
撤退通知後は水道等負担金は支払わなくてもよい

事業からの撤退通知があると事業実施計画は変更される。
しかし、撤退通知と事業実施計画の変更にタイムラグがある。

【支払わなくてもよい理由】

- 事業からの撤退通知があると撤退が決まる。
事業実施計画は撤退者の部分が欠けるので変更しなければならない。
- 事業からの撤退は施設利用権ないしその取得権の放棄。
権利の放棄なので、自由にでき、効果が発生する。
※ 特定多目的ダムでは、ダム使用権設定申請の取下げ
- 事業からの撤退者は支払った水道等負担金を返還される。
返還されることが分かっているものを支払う必要はない。
- 事業実施計画に記載される費用負担を定めた水機構法25条1項
「事業からの撤退をした者」の費用負担義務を定めている。
- 必ず事業実施計画は変更され、水道等費用負担義務はなくなる。
撤退通知と事業実施計画の変更のタイムラグの間の問題に過ぎない。

木曾川水系導水路事業 利水者が撤退するときの費用負担ルール



木曽川水系導水路事業 利水者が撤退するときの費用負担額の計算

